

福岡県医発第997号(地)
平成19年 9月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

老人保健法に基づく老人保健事業については、平成20年度以降、特定健診等に相当する部分を除き、がん検診と併せて健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づき、引き続き市町村において実施することとなっております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(地Ⅲ122)

平成19年8月8日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田



健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、及び老健局老人保健課より、各都道府県等衛生主管部（局）健康づくり担当課、及び老人保健主管部（局）老人保健事業担当課宛てに、標記の件につきまして事務連絡がなされましたので、参考までにお送りいたします。。

老人保健法に基づく老人保健事業については、平成20年度以降、特定健診等に相当する部分を除き、がん検診と併せて健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づき、引き続き市町村において実施することとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますよう、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成19年7月31日

都道府県
各指定都市
中核市

衛生主管部（局）健康づくり担当課 御中
老人保健主管部（局）老人保健事業担当課 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

厚生労働省老健局老人保健課

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について

皆様方におかれましては厚生労働行政の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、老人保健法に基づく老人保健事業については、平成20年度以降、特定健診等に相当する部分を除き、がん検診と併せて健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づき、引き続き市町村において実施することとなります。

平成20年度以降のこれらの事業の取扱いについては、追って通知いたしますが、現在、下記の方で検討を進めているところです。

各都道府県におかれましては、平成20年度以降の各事業の準備の参考としていただくとともに、貴管内市町村その他関係機関に対する周知をお願いいたします。

1. 平成20年度以降の各事業の内容等について

【健康手帳の交付】

- 老人保健法に基づく医療給付がなくなるため、交付対象者は、40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導及び第19条の2に基づく検診等を受けた者とする。
- 標準となる様式についても特定健診等を踏まえて一部変更する。

【健康教育】

（集団健康教育）

- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

（個別健康教育）

- 特定保健指導の対象者を除き、重複実施を避ける。
- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【健康相談】

- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【基本健康診査】

- 基本的に医療保険者の実施する特定健診へ移行する。
- 生活保護受給者等、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の加入者に含まれない40歳以上の者に対する健診等については、健康増進法に基づき市町村が実施する。

【歯周疾患検診】

- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【骨粗鬆検診】

- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【健康度評価】

- 特定健診・特定保健指導の実施に伴い廃止する。

【肝炎ウイルス検診】

- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【機能訓練】

- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【訪問指導】

- 特定保健指導の対象者を除き、重複を避ける。
- 内容等については老人保健事業を引き継ぐものとする。

【がん検診】

- 内容等については基本的に現在と同様とする。

2. 補助のあり方について

- 現在、老人保健法において、市町村の行う老人保健事業に要する費用に対し、国及び都道府県はそれぞれ $1/3$ ずつ負担することとされている。
- 平成20年度以降も、市町村は基本的に引き続き同様の事業を行うことから、国、都道府県及び市町村の従来の費用負担割合を維持するものとする。
- このため、管内市町村が行う健康増進事業に対して $2/3$ 補助する都道府県に対し、その $1/2$ を国が補助する制度を創設し、現行の負担割合を維持することとする（政令指定都市に対しては $1/3$ 補助とする）。
- なお、都道府県健康増進計画においては、管内市町村が行う健康増進事業に対する支援を行うことを明記するとともに、政令指定都市においては、政令市健康増進計画において、健康増進事業の実施について明記することとする。

(参考)

○健康増進法（平成十四年法律第百三号）

（都道府県健康増進計画等）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（市町村による生活習慣相談等の実施）

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 （略）

（市町村による健康増進事業の実施）

第十九条の二 市町村は、第十七条に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

※第8条第4項及び第19条の2は、平成20年4月1日施行

※法第19条の2に基づく省令において、がん検診等を規定